

京都市訓令甲第 22 号

文化市民局

建設局

区役所

京都市100万本植樹運動に係る樹木の寄付取扱規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

第2条第1項中「文化市民局市民生活部地域づくり推進課，区役所区民部まちづくり推進課及び区役所支所区民部まちづくり推進課」を「文化市民局地域自治推進室，区役所地域力推進室及び区役所支所地域力推進室」に，「地域づくり推進課等」を「地域自治推進室等」に改め，同条第2項中「地域づくり推進課等」を「地域自治推進室等」に改める。

第3条中「地域づくり推進課等」を「地域自治推進室等」に改める。

附 則

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部文化市民総務課)